

ご利用の流れ

STEP 1 お問い合わせ

電話、メール等で個別相談希望の旨をご連絡ください。相談の日時や方法について、ご希望を伺います。

STEP 2 個別相談

まずは、障害のあるお子さんの状況や親御さんの想いをお聴かせください。全体の支援プランを検討していきます。

STEP 3 契約内容の確認

個別相談の内容をもとに作成した契約書の内容をご確認いただきます。ご不明な点は、遠慮なくお申し付けください。

STEP 4 契約締結

公証役場へ行き、任意後見契約を締結します。STEP1から後見開始まで、およそ3ヶ月程度かかります。

「親なきあと」後見開始

「親なきあと」後見の費用（税別）

契約時

契約の種類	報酬額
ご相談・プランニング	※1 無料
見守り・事務委任契約書作成	30,000円
任意後見契約書作成	60,000円
死後事務委任契約書作成	30,000円
公正証書遺言作成	※2 80,000円

※1 埼玉県・東京都は交通費無料。その他地域は、交通費実費のみ承ります。

※2 公正証書遺言のみをご依頼の場合、金130,000円とさせていただきます。

見守り・事務委任時

内容	月額
必要に応じた支援（報酬は従量制）	※3 無料

※3 契約時に決めた事務について、必要が生じたときのみ、報酬を承ります。

任意後見発効時

内容	月額
契約時に定めた支援	※4 20,000円

※4 別途、任意後見監督人への報酬が発生します。

死後事務委任

内容	報酬額
契約時に定めた支援	300,000円

遺言執行

内容	報酬額
遺言執行	※5 相続財産の2% (最低報酬額250,000円)

※5 不動産を売却する場合、売却益の1.8%を報酬額に加算となります。相続税の申告が必要な場合、別途税理士への報酬が発生します。

特定非営利活動法人 はばたきソーシャルワークスについて

はばたきソーシャルワークスは、障害のある方の直接支援・相談支援の経験豊富なソーシャルワーカー（社会福祉士）が中心となって設立した「親なきあと」のための相談窓口です。ホームページやSNSでも情報発信をしておりますので、ぜひご活用ください。

法人所在地 〒350-0035 埼玉県川越市西小仙波町1-3-19-102

ホームページ <https://www.habataki-oyanakiato.com>

はばたきソーシャルワークス 検索

公式SNS



Facebookページ

ID:habataki_sw

QRコード



twitter

ID:habataki_sw

QRコード



note

ID:habataki_sw

QRコード



公式LINE

ID:@habataki-sw

QRコード



お問い合わせ

「親なきあと」に関するご相談は
下記までお気軽にお問い合わせください

相談
無料

お電話でのお問い合わせ

➔ **049-202-2680** 【受付】9:00~18:00（月~土）

E-mailでのお問い合わせ

➔ **info@habataki-sw.com** 【受付】24時間受付

＼公式LINEやZoomでのお相談も承ります！／

障害のある子をもつ親御さん向け

親御さんの老後から
「親なきあと」までトータルサポート

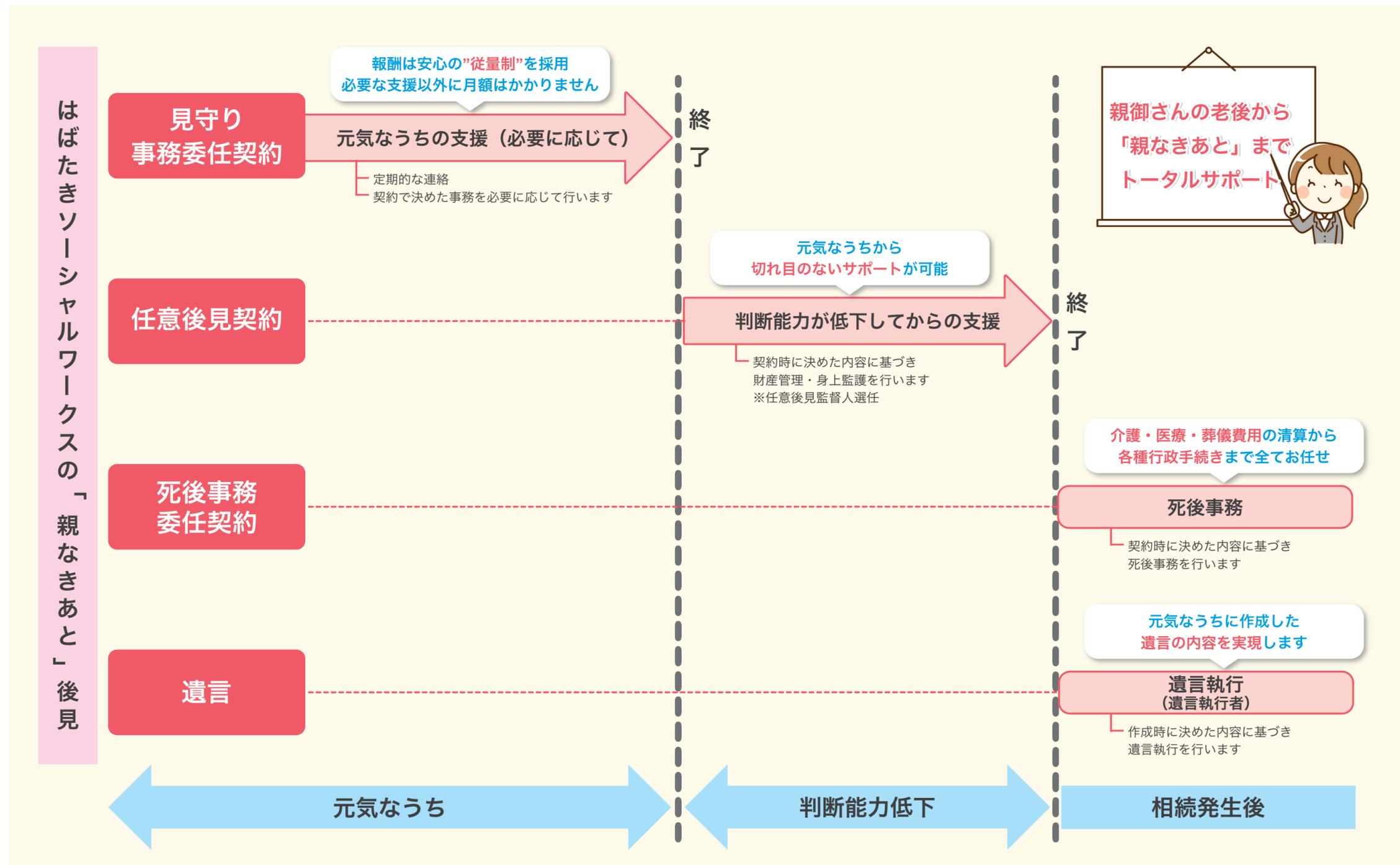
はばたきソーシャルワークスの
「親なきあと」後見

ご案内パンフレット

「親なきあと」の総合相談窓口

特定非営利活動法人
はばたきソーシャルワークス

はばたきソーシャルワークスの「親なきあと」後見の内容



「親なきあと」の準備にあたり

障害のある子をもつ親御さんが抱えている不安・心配事は多岐に渡ると思います。漠然とした不安・心配事はあるけれど、誰に何を相談したらよいかわからないといった方も多いのではないのでしょうか。

「親なきあと」の準備のなかでも、つい見落としがちなのが、親御さん自身の老後の準備です。お子さんの将来と関係のないように思えるかもしれませんが、親御さん自身の老後に備えておかないと、将来発生する相続はもちろん、介護・医療面での支援が必要なおき、周りに支援してくれる人がいないといった状態になることも考えられます。

はばたきソーシャルワークスは、障害のある方の直接支援・相談支援の経験豊富な社会福祉士を中心に、さまざまな視点から「親なきあと」の準備をコーディネートいたします。まずは、お気軽にご相談ください。

特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークス
代表理事（社会福祉士・行政書士） 山口 翔多



代表プロフィール

大学在学中に社会福祉士を取得し、障害者支援施設にて生活支援員として勤務。障害のある方の生活支援に携わるなかで「親なきあと」の課題を感じ、行政書士事務所はばたきを開業。開業当初より、障害のある方とご家族のライフプランニング、遺言・相続、成年後見、障害福祉サービス事業所立ち上げ等の業務に携わりながら「親なきあと」に関する普及啓発活動に注力。2020年、特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークスを設立。

はばたきソーシャルワークスが選ばれる理由

福祉と法律の専門家が対応

はばたきソーシャルワークスは、障害のある方の直接支援・相談支援の経験豊富な社会福祉士・行政書士が中心となって設立した「親なきあと」のための総合相談窓口です。

また、必要に応じて司法書士や社会保険労務士、不動産業者とも連携できますので、さまざまな視点から「親なきあと」の支援が可能です。

見守り・事務委任は「従量制」

「親なきあと」後見は、ご契約いただいた途端に月額が発生するような「定額制」ではありません（見守り・事務委任）。各事務の必要が生じた場合のみ、報酬が発生する「従量制」を採用しておりますので、「何もしてないのに、お金だけかかってしまう」という状況を回避し無駄な支出を抑えることができます。

長期的・安定的な支援

成年後見人が個人の場合、その成年後見人が病気になるったり亡くなったりすると、また別の成年後見人を探し、事務を引き継ぐことになってしまいます。

「親なきあと」後見は、原則として法人での受任を想定しており、万が一、担当者が事務を遂行できない状態になっても、別の担当者を選定できるため長期的・安定的な支援が可能となります。

切れ目のないサポート

「親なきあと」後見では、お子さんの法定後見申立の代理権を付与いただくことで「親御さんの判断能力が不十分になった時点でお子さんの法定後見の申立をする」といったことができます。お子さんの状況や親御さんの想いを、余裕をもって引き継いでいただくことで「親なきあと」に向けて切れ目のないサポートが可能となります。